4．届出事由	
5．廃止等年月日	
6．資金移動業を廃止したときは、その理由	
7．事業譲渡等の事由により資金移動業を廃止したときは、当該承継の方法及びその承継先	
8．届出者と資金移動業者の関係	

（記載上の注意）
　不要な字句は消して使用すること。

別紙様式第23号（第38条第５項関係）

（日本工業規格Ａ４）
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

届出者　登録番号　　財務（支）局長　第　　号
住所（郵便番号）
電話番号（　　）　　―
商　　号
代表者の
氏　　名　　印

資金移動業廃止公告届出書

　年　　月　　日付で下記の方法により資金移動業を廃止する旨の公告を行ったので、当該公告の写しを添付して、資金移動業者に関する内閣府令第38条第５項の規定により届け出ます。

記

公告の方法

（記載上の注意）
　「公告の方法」には、公告を掲載した日刊新聞紙の名称のほか、掲示方法（掲示期間）について記載すること。

別紙様式第24号（第39条関係）

（日本工業規格Ａ４）
年　　月　　日

財務（支）局長　殿

届出者　登録番号　　財務（支）局長　第　　号
住所（郵便番号）
電話番号（　　）　　―
商　　号
代表者の
氏　　名　　印

法令違反行為等届出書

　取締役等又は従業者に資金移動業に関し法令に違反する行為又は資金移動業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為があったため、資金移動業者に関する内閣府令第39条の規定により届け出ます。

記

1．当該行為が発生した営業所の名称	
2．当該行為を行った取締役等又は従業者の氏名又は名称及び役職名	
3．当該行為の概要	

（記載上の注意）
　「当該行為が発生した営業所の名称」及び「当該行為を行った取締役等又は従業者の氏名又は名称及び役職名」についてはすべて記載すること。

○内閣府令第五号

　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）及び資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、資金清算機関に関する内閣府令を次のように定める。

　平成二十二年三月一日　　内閣総理大臣　鳩山由紀夫

資金清算機関に関する内閣府令

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　業務（第五条―第九条）
第三章　監督（第十条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この府令において「資金清算業」又は「資金清算機関」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する資金清算業又は資金清算機関をいう。

（免許申請書の経由）

第二条　法第六十五条第一項の規定により免許を受けようとする者は、免許申請書を金融庁長官を経由して提出しなければならない。

（免許申請書の記載事項）

第三条　法第六十五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、会計監査人の氏名又は名称とする。